

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

| 都道府県名 | 事業主体名 | 住宅(団地)名 | 所在地 | 区分 | 入居可能戸数 | 間取り | 使用料(家賃) | 入居要件 | その他(使用期限等) |
|-------|----------|-------------------|------------------|----|--------|------|-------------|--|---|
| 埼玉県 | さいたま市 | 市営馬宮住宅 | さいたま市西区飯田新田400 | 1 | 4 | 2K | 4,900~5,400 | 次の要件を全て満たす方 ①申請時に市内に住所があること ②雇用先からの解雇等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた方であること(ただし、平成24年10月1日以降の離職者に限る) ③ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること ④現に住宅に困窮していること ⑤申請者、同居者のいずれもが暴力団員でないこと | ・使用期間は原則6ヶ月。ただし、特別な事情があると認められる場合には更新可(最長1年) ・家賃の他に自治会費(共益費)がかかります【問い合わせ先】さいたま市住宅課 ☎048-829-1521 |
| | 入間市 | 下河原団地 | 入間市仏子1715-1 | 1 | 1 | 2K | 4,700 | 次の要件をすべて満たしている方 ①申込日時に入間市内に住所があるか、離職前の勤務地は入間市内に所在すること。 ②県内ハローワークで次の①及び②に該当するとして住宅の待機をうけた方。 ③派遣契約の停止や労働者の雇止め等(平成20年11月1日以降に発生したもの)により社員寮等から退去を余儀なくされた方。 ④ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保が必要と認められた方。 ⑤離職前の世帯収入をもとに算定した収入月額が、入居する住宅の月額使用料の3倍以上であること。 ⑥入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。 | ①原則6ヶ月(特別な事情がある場合は最長1年) ②家賃以外に共益費・自治会費等が別途必要【問い合わせ先】建設部営繕課04-2964-1111 |
| | 埼玉県 | 浦和高層住宅 | さいたま市浦和区針ヶ谷4-1-1 | 1 | 5 | 3K | 7,800 | 次の要件を全て満たす方 ①申請時に県内に住所があること ②雇用先からの解雇等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた方であること(ただし、平成24年10月1日以降の離職者に限る) ③ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること ④同居がある場合、その者が離職時等に同居していた親族であること ⑤申請者、同居者のいずれもが暴力団員でないこと | ・使用期間は原則6ヶ月。ただし、特別な事情があると認められる場合には1回限り更新可(最長6ヶ月) ・家賃の他に自治会費(共益費)がかかります【問い合わせ先】埼玉県住宅課 ☎048-830-5564 |
| | 埼玉県 | 大宮砂住宅 | さいたま市見沼区東大宮3-6-4 | 1 | 5 | 3UDK | 9,900 | 次の要件を全て満たす方 ①申請時に県内に住所があること ②雇用先からの解雇等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた方であること(ただし、平成24年10月1日以降の離職者に限る) ③ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること ④同居がある場合、その者が離職時等に同居していた親族であること ⑤申請者、同居者のいずれもが暴力団員でないこと | ・使用期間は原則6ヶ月。ただし、特別な事情があると認められる場合には1回限り更新可(最長6ヶ月) ・家賃の他に自治会費(共益費)がかかります【問い合わせ先】埼玉県住宅課 ☎048-830-5564 |
| 埼玉県 | 上尾シロバト住宅 | (34号棟)上尾市大字上1750 | | 1 | 5 | 2DK | 16,900 | 次の要件を全て満たす方 ①申請時に県内に住所があること ②雇用先からの解雇等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた方であること(ただし、平成24年10月1日以降の離職者に限る) ③ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること ④同居がある場合、その者が離職時等に同居していた親族であること ⑤申請者、同居者のいずれもが暴力団員でないこと | ・使用期間は原則6ヶ月。ただし、特別な事情があると認められる場合には1回限り更新可(最長6ヶ月) ・家賃の他に自治会費(共益費)がかかります【問い合わせ先】埼玉県住宅課 ☎048-830-5564 |
| | | (35号棟)上尾市大字上404-1 | | 5 | | | | | |
| 小計 | | | | | 25 | | | | |

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

定期募集等

| 都道府県名 | 事業主体名 | 住宅(団地)名 | 所在地 | 区分 | 入居可能戸数 | 間取り | 使用料(家賃) | 入居要件 | その他(使用期限等) | |
|-----------|---------------|--|-------------------|-----|---------------|-----|---------------|---|--|--|
| 埼玉県 | 川越市 | 一般世帯用(2人以上の世帯用) ※単身世帯の方は申込みできません。 | | | | | | | | |
| | | 岸町1丁カシの木団地 | 埼玉県川越市岸町1丁目43番地2 | 1 | ※1 | 2DK | 20,800~40,900 | | | |
| | | 岸町1丁目北団地 | 埼玉県川越市岸町1丁目14番地7 | 1 | ※1 | 2DK | 21,800~42,900 | | | |
| | | 小仙波町1丁目団地 | 埼玉県川越市小仙波町1丁目5番地7 | 1 | ※1 | 2DK | 22,600~44,400 | | | |
| | | ※2 月吉町北団地 | 埼玉県川越市月吉町9番地7 | 1 | ※1 | 2DK | 24,100~47,300 | 次の1から6までの全ての要件を備えている者(外国人にあっては、在留資格のある者) | | |
| | | 一般世帯用(3人以上の世帯用) ※単身世帯、2人世帯の方は申込みできません。 | | | | | | | | |
| | | 岸町1丁目南団地 | 埼玉県川越市岸町1丁目20番地21 | 1 | ※1 | 3DK | 18,700~36,800 | 1. 単身世帯用住宅を除き、現に同居している、又は同居しようとする親族(3親等以内、事実婚の方、婚約者を含む)があること。 ①ただし、下記ア～ケに該当する場合は、単身世帯での申込みが可。 ア. 60歳以上の者 イ. 1級～4級の身体障害者 ウ. 介護弱者手帳の交付を受けている者 エ. 厚生労働大臣認定の介護者 オ. 生活保護受給者又は特定中国残留邦人のうち支援給付受給者 カ. 日本への引き揚げ日から5年を経過せず、かつ知事の指定を受けた引揚者 キ. カンセン病院養護所等に入院していた者 ク. 精神障害者、知的障害者(各種手帳の交付を受けている者) ケ. DV被害者で、次のいずれかに該当する者 ② 本人保護施設での保護終了日から5年を経過していない ③ 裁判所決定の保護命令効力日から5年を経過していない | | |
| | | 岸町1丁目北団地 | 埼玉県川越市岸町1丁目14番地7 | 1 | ※1 | 3DK | 23,900~47,000 | 2. 世帯全員の収入月額が159,000円以下であること。(裁量階層世帯は214,000円以下) | | |
| | | 岸町3丁目団地 | 埼玉県川越市岸町3丁目15番地4 | 1 | ※1 | 3DK | 30,300~59,600 | 3. 川越市に住所があること。 4. 世帯全員が暴力団員でないこと。 5. 市県民税の滞納が過去2年間無いこと。 | ◎左記の住宅は、平成25年1月募集の住宅です。 募集期間：平成25年1月4日(金)から平成25年1月20日(日)まで(当日消印有効) 問い合わせ先：埼玉県住宅供給公社 川越支所 049-249-4877 | |
| | | 仙波町2丁目団地 | 埼玉県川越市仙波町2丁目20番地5 | 他 | ※1 | 3DK | 19,900~39,700 | 6. 自己所有の住宅が無い、又はUR賃貸住宅、特定優良賃貸、県営住宅、市町村営住宅等に居住していないこと。 | ※1 今回の募集は、入居登録制度による登録順位によつての入居になるので、入居可能戸数を掲載していません。 ※2 埼玉県住宅供給公社から平成34年9月30日まで値上げしており、期間満了時には、明確していただくこととなります。 | |
| | | ※2 月吉町北団地 | 埼玉県川越市月吉町9番地7 | 1 | ※1 | 3DK | 29,100~57,200 | | | |
| | | 寿町2丁目南団地 | 埼玉県川越市寿町2丁目316番地1 | 他 | ※1 | 3DK | 23,700~47,100 | | | |
| | | 的場団地 | 埼玉県川越市大学的場2742番地 | 他 | ※1 | 3DK | 14,900~29,300 | | | |
| | | 小堤団地 | 埼玉県川越市小堤152番地18 | 1 | ※1 | 3DK | 23,000~46,400 | | | |
| | | 単身世帯用 ※2人以上の世帯の方は申込みできません。 | | | | | | | | |
| ※2 月吉町北団地 | 埼玉県川越市月吉町9番地7 | 1 | ※1 | 1DK | 18,200~35,700 | | | | | |
| 小計 | | | | | 0 | | | | | |